

第 129 期定時株主総会招集ご通知についての インターネット開示事項

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

(自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日)

飯野海運株式会社

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第 18 条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.iino.co.jp/kaiun>）に掲載することにより株主のみなさまに提供しております。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。

当社は、敵対的な企業買収であっても、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるものであれば、これを一概に否定するものではありませんが、このような敵対的な企業買収の中には、専ら自身の短期的な利得のみを目的として行われるものや、株主の皆様に対して当該企業買収の提案に関する情報や熟慮の機会が十分に確保されず、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの等、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう企業買収もあり得ます。

したがって、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるための取組みとして、下記①の中期経営計画等による企業価値向上のための取組み及び下記②のコーポレート・ガバナンスの充実のための取組みを実施しております。

① 中期経営計画等による企業価値向上のための取組み

ア. 当社の事業の概要

当社は、海運業と不動産業を事業の柱とし、企業としての最大の経営課題である中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の最大化を図る観点から、海運市況、金利及び為替等の変動要素が多く収益の変動率が大きい海運業と、変動要素が相対的に少なく収益が安定している国内を基盤とする不動産業とを適切に組み合わせることにより、新興国を中心とした世界の経済成長を取り込む事業と国内の安定的な事業の双方をバランスよく行うことを経営の基本方針としております。

当社の海運業は、オイルタンカー、ガスカリヤ及びケミカルタンカーを中心とした液体貨物輸送業並びにドライバルクキャリアによるばら積み貨物輸送業から構成されております。当社は、液体貨物輸送業においては、中東諸国、アジア各国の顧客との間で長年に亘る信頼関係を築いており、また、ばら積み貨物輸送業においては、国内電力各社、製紙会社等との中長期の契約関係に基づき専用船を主体とした安定輸送に従事しており、いずれも取引先企業から高い評価を得ております。さらに、海運業において当社が輸送する主要貨物は、日本をはじめ世界各国に必要不可欠な物資であり、当社はこれを安全且つ安定的に輸送することにより顧客の信頼を獲得しており、それを当社の事業の基盤とするとともに、国内外の地域社会との共存共栄を図ることに貢献しているものと自負しております。

一方、不動産業においては、東京都心部の中でも立地条件が良く高い稼働率が期待できる地区におけるオフィスビル賃貸事業を核として展開しており、多目的ホールの運営やフォトスタジオの運営等の不動産周辺事業の発展にも力を注いでおります。2011年10月に開業した飯野ビルディング（東京都千代田区内幸町）は、日比谷公園を望む良好な立地に加え、高い耐震性や高度なセキュリティ機能を備えております。さらに、世界最高水準の環境性能を有し、自然環境にも配慮した快適なビジネス環境を提供するオフィスビルとなっており、国内外の多くの機関から高い評価を得ております。また、飯野ビルディングのシンボルであるイイノホールは、カンファレンスセンターとともに、落語会、演奏会及び映画試写会といった催しや講演会・式典等の様々な用途にご利用頂いており、当社の文化的事業の拠点として、確固たる地位を築いております。当社は不動産業において、ゆとりある安全な空間を提供することにより、顧客である各企業の信頼を得ており、海運業と同様に、それを当社の事業の基盤とするとともに、当社が提供するゆとりある安全な空間において顧客である各企業が安心して事業を展開することを通じて、間接的に地域社会を含む社会全体に貢献しているものと考えております。

このような当社に対する高い評価と信頼は、当社が特定の企業系列に属せずに独立的・中立的企業として100年以上もの間に亘り、事業を営んできたことにより培われたものであり、それは当社の企業価値の基盤となっております。

当社が営む海運業及び不動産業において、安全の確保は、当社に対する評価と信頼の基礎となる事業の発展基盤であり、当社の企業価値の基礎であるとともに、国内外の地域社会を含む社会全体への貢献の基盤となっておりますが、両事業において安全を確保するためには、中長期的な視点からの安定的な経営が不可欠となります。変動要素が多く収益の変動率が大きい海運業と、変動要素が相対的に少なく収益が安定している不動産業とを適切に組み合わせることは、当社全体の経営の安定に資するものと考えております。

また、当社は海運業と不動産業とを適切に組み合わせるという経営の基本方針を達成するために、双方の事業にバランスよく投資を行っております。特に、中長期的な視点からのヒトへの投資と教育が必要不可欠であると考えており、両事業間の人事交流を含め、双方の事業に対して経営資源の適切な配分を行っております。とりわけ、市況等の変動が収益に及ぼす影響の大きい海運業については、当社の企業体力にあった設備投資を志向するとともに、市況変動への耐性を強化するため、自社による保有船と他社からの調達船のバランスを考慮して投資を行い、また、調達船の用船期間についても、短期・中期・長期と分けることにより、船腹調達の多様化を図っております。

以上のとおり、当社は、常に、中長期的な視点から安定的な経営を行うことを経営判断の基礎に置きつつ、海運業と不動産業とを適切に組み合わせることによって、当社グループ全体の中長期的な業績の向上を目指しております。

下記イ.の中期経営計画もこれらの方針に基づいて策定されておりますが、その方針は、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の最大化に資するものと考えております。

イ. 中期経営計画

当社グループは2030年に向けたグループ企業の一層の成長を見据えた、3ヵ年の中期経営計画「Be Unique and Innovative. : The Next Stage - 2030年に向けて -」（計画期間：2020年4月～2023年3月）を策定しました。

2017年度に策定された前中期経営計画「Be Unique and Innovative. - 創立125周年（2024年）に向けて -」（計画期間：2017年4月～2020年3月、以下「前計画」という）では、「バランス経営の推進と先進性への挑戦」をテーマとし、海運業では、オイルタンカーでの競争力強化や内航ガスビジネスでの優位性確保に努め、また不動産業では、ターゲットエリア内への資産集約の一環として新橋田村町地区再開発事業を推進するとともに、英国ロンドンのオフィスビルを取得する等、次世代ビジネスへの取組みも加速化させ、海運業と不動産業を両輪とした経営の進化に注力しました。

本計画では、時代の要請に応え自由な発想で進化し続ける独立系グローバル企業としての地位確立を2030年に向けての目標に掲げます。そして本計画期間中においては、前計画の方針を踏襲し、独自のビジネスモデルである”IINO MODEL”の形成、高品質なサービス”IINO QUALITY”の提供を更に追求し、自社の経済的価値を高めると同時に、サステナビリティ（※1）への積極的な取組みにより環境保全を含めた社会的ニーズに対応することで社会的価値をも創造し、当社グループの理解する共通価値の創造（CSV（※2））を目指して参りたいと考えております。

本計画において、当社グループは、増大する三国間輸送需要の取込みに向け、グローバルな事業展開の拡大を更に加速させます。また、変化の著しい社会環境及び海運市場への対応として、不動産事業及びエネルギー輸送への取組みを更に強化し、安定収益基盤の更なる盤石化を図ります。これら施策に加え、共通価値の創造を目指して社会的価値を創造するべく、サステナビリティへの取組みを加速して参ります。更に、環境・社会を意識した経営を進めるべくESG・SDGsへの対応を強化し、デジタル基盤を整備し新たな価値を創造するべくデジタルトランスフォーメーションの推進も加速させます。

「Be Unique and Innovative. : The Next Stage - 2030年に向けて -」の詳細については、当社グループホームページに掲載しております。

<<https://www.iino.co.jp/kaiun/index.html>>

（※1）当社グループではサステナビリティ（持続可能性）を次の通り定義します。

「地球上の生態系が存続可能な環境の維持と人類社会の発展を両立させ将来世代に繋げること」

（※2）共通価値の創造（CSV=Creating Shared Value）の定義は次の通りです。

「経済的価値を創造しながら社会的ニーズに対応することで社会的価値も創造するアプローチ」

引用：Porter, Michael E., and Mark R. Kramer. “Creating Shared Value.” Harvard Business Review

② コーポレート・ガバナンスの充実のための取組み

ア. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の基礎となる各ステークホルダーとの信頼関係の構築に向けた基本的な考え方を、グループ共通の「経営理念」として掲げております。そして、このような「経営理念」を実現するために、グループ役職員の行動指針として、「安全の重視」、「社会への貢献」、「取引先の尊重」、「コンプライアンスと社会秩序の維持」、「差別の廃絶・人権の尊重」、「環境の保護」及び「情報開示とコミュニケーション」の7項目からなる「行動憲章」を定め、それを実践することでステークホルダー間の利害調整と効率的な企業活動の実現を図っております。そのため、当社は、コーポレート・ガバナンスによって、「行動憲章」を実践するために求められる経営の健全性、透明性及び効率性を確保することが重要であると考えており、コーポレート・ガバナンスを「企業を構成する様々な主体（ステークホルダー）間の利害を調整し、効率的な企業活動を実現するための仕組み」と捉えております。当社は、このような考え方にに基づき、監査役制度を基礎とした組織体制のもと、コーポレート・ガバナンスを充実させ、経営の健全性・透明性と効率性との両立を図っており、経営の意思決定及び業務執行に際しては、株主、従業員その他のステークホルダーとの関係に配慮し、常に最良の経営成果をあげられるよう不断の努力を重ね、もって持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に取り組んでおります。

なお、当社は、2019年9月26日開催の取締役会決議に基づき、取締役会の諮問機関として任意の「指名・報酬諮問委員会」を同年10月23日付で設置いたしました。「指名・報酬諮問委員会」の審議を経ることで、取締役候補等の指名及び取締役の報酬に関する手続等の客観性・透明性・公正性を高め、取締役会の監督体制及び説明責任を強化し、コーポレート・ガバナンス体制をさらに充実させてまいります。

イ. 企業統治の体制

<企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由>

当社は、監査役会設置会社であり、取締役会及び監査役会により、業務執行の監督及び監査を行っております。

取締役会は、社外取締役3名を含む取締役8名により構成され、重要事項の決議を行うとともに取締役・執行役員の職務の執行の監督を行っております。取締役会は、原則として毎月1回開催しております。また、執行役員による業務執行体制を採用し、取締役会の重要事項に関する意思決定機能と業務執行の監督機能を強化しております。

〔議長〕 當舍裕己（代表取締役社長）

岡田明彦（代表取締役）、荒木俊雄、小藺江隆一、神宮知茂、遠藤茂（社外取締役）、大江啓（社外取締役）、吉田康之（社外取締役）

監査役会は、常勤監査役1名及び社外・非常勤監査役2名の合計3名により構成され、独立した客観的な立場から、取締役の職務の執行の監査等を行っております。監査役会は、原則として毎月1回開催しております。社長執行役員（代表取締役）直属の経営監査室、監査役及び会計監査人が相互に連携して監査に当たる体制をとっております。なお、経営監査室は、「内部監査規程」に基づき、当社グループを構成する全社を対象に業務監査を行っております。

〔議長〕橋村義憲（常勤監査役）

堀之内博一（社外監査役）、山田義雄（社外監査役）

経営執行協議会は、執行役員12名により構成され、取締役の職務の執行が効率的に行われるために、社外取締役を含む取締役会から授權された事項の決議、取締役会から検討を指示された事項の審議並びに経営に関する意見交換及び情報交換を行っております。経営執行協議会は、原則として毎週開催しております。

〔議長〕當舍裕己（社長執行役員）

岡田明彦、荒木俊雄、佐藤仁、小藺江隆一、神宮知茂、長谷川陽一、吉川貢市、井上徳親、藤村誠一、大谷祐介、佐藤靖男

指名・報酬諮問委員会は、独立社外取締役3名及び代表取締役2名の合計5名により構成され、手続等の客観性・透明性・公正性を高めるために、取締役会の諮問に基づき、取締役候補等の指名及び取締役の報酬に関する事項等について審議し、取締役会に対して答申を行っております。指名・報酬諮問委員会は、原則として1か月に1回開催しております。

〔議長〕當舍裕己（代表取締役社長）

岡田明彦（代表取締役）、遠藤茂（社外取締役）、大江啓（社外取締役）、吉田康之（社外取締役）

<その他の事項>

当社グループにおいては、その業務の適正を確保すべく以下のとおりリスク管理体制をはじめとする内部統制システムを構築しております。

（ア）当社グループ全体のリスクに関する横断的な管理とその方針について、審議・提案・助言を行うために設置された「リスク管理委員会」は、その下部機関として主要なグループ会社の代表取締役も構成メンバーとする「安全環境委員会」、「品質・システム委員会」及び「コンプライアンス委員会」の三委員会を設置しております。「リスク管理委員会」は、三委員会に対する指示を行い、三委員会から付議・報告を受ける等して、事業に係る戦略リスク・重要投資案件のリスク等を含めて、当社グループ全体のリスク管理活動を統括しております。

（イ）当社グループの業務執行の過程で発生する可能性のある、船舶・建物における重大な事故・トラブル等によるリスクにつきましては、「安全環境委員会規程」に基づき設置された「安全環境委員会」が、当社グループの安全及び環境に関する政策立案とその推進を行うとともに、予防的措置も含めた対策の徹底・強化を図っております。

- (ウ) 当社グループのシステム及び事務に関するリスクにつきましては、「品質・システム委員会規程」に基づき設置された「品質・システム委員会」が、当社グループのシステム及び事務に関する政策立案とその推進を行うとともに、システムダウン等に係る予防的措置も含めた対策の徹底・強化を図っております。
- (エ) 当社グループの取締役及び執行役員を含む使用人の職務の執行に係るコンプライアンスにつきましては、「行動憲章」及び「コンプライアンス規程」をコンプライアンス体制の基礎とし、「コンプライアンス委員会規程」に基づき設置された「コンプライアンス委員会」が、コンプライアンスに関する政策立案とその推進を図っております。また、「コンプライアンス規程」に基づき、社長執行役員に指名されたチーフコンプライアンスオフィサーは、監査役及び経営監査室と連携して、当社グループにおけるコンプライアンスに関する業務を指揮し、当社グループ役職員は「コンプライアンス規程」及び「内部通報制度運用規程」に基づき法令違反等に関する報告義務を負っております。
- (オ) 当社グループの事業に関して、不測の事故、特に油濁等の環境汚染や、人命・財産に係る重大な事故・トラブル・大規模災害が発生した場合等の緊急時においては、「危機管理基本規程」に基づき当社社長執行役員を本部長とする緊急対策本部を設置し、危機管理に当たります。また、当社グループは事業地域において大規模地震等が発生した場合を想定した事業継続計画（BCP）を制定し、各事業の速やかな復旧と継続を図ることができる体制を整備しております。
- (カ) 当社における取締役及び執行役員を含む使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理につきましては、「文書保存規程」、「文書管理基本方針書」、「文書管理実施規程書」及び「情報セキュリティ基本規程」等の社内諸規程に基づき、管理責任者を定めて適切に保存し管理する体制をとっております。
- (キ) 当社グループ各社の取締役等の職務の執行に係る事項については、当社の「関係会社管理規程」及び「職務権限規程」に基づき、重要事項が当社取締役会及び経営執行協議会に付議・報告されております。また、当社の執行役員を含む使用人は、必要に応じて当社グループ各社の取締役を兼務しており、当社グループ各社の取締役会への出席を通じて、職務の執行に係る事項の報告を受けております。
- (ク) 当社グループ各社の企業活動は、当社が策定したグループ中期経営計画（上記①イ。参照）に基づき行われており、その進捗状況は定期的に当社に報告されております。
- (ケ) 当社においては、監査役の職務を補助すべき使用人として監査役スタッフ1名を兼任として配置しております。当社においては、監査役スタッフの任命、解任、人事異動等については常勤監査役の事前の同意を必要としております。また、監査役スタッフは監査役の補助業務に従事する間は、監査役による指示業務を優先的に取り組むこととし、且つ役職員は監査役スタッフの業務遂行に対して不当な制約を行わないことにより、監査役の監査役スタッフに対する指示の実効性を確保しております。
- (コ) 監査役への報告に関する体制は以下のとおりです。
- i 監査役は、取締役会に出席し、取締役から職務の執行に関する報告を受けております。
 - ii 常勤監査役は、原則として毎週開催される経営執行協議会に出席し、執行役員を含む使用人から職務の執行に関する報告を受けております。

- iii 常勤監査役は、経営執行協議会において受けた職務の執行に関する報告の内容を、原則として毎月1回開催される監査役会において他の監査役に報告する体制をとっております。
 - iv 当社グループの役職員が、社内に違法行為、企業倫理に違反する行為がある又はその懸念があると判断した場合は、会社が速やかにその事実を認識し、適正な是正措置を講じることができるよう内部通報制度を設けております。「内部通報制度運用規程」においては、当社人事部長及び当社が指定する外部の弁護士が内部通報の窓口となることが規定されております。常勤監査役は、「コンプライアンス委員会」及び内部通報窓口担当者から当該報告を受ける体制をとっております。
 - v 「コンプライアンス規程」及び「内部通報制度運用規程」においては、内部通報をした当社グループの役職員は、不利益を受けないことを保証することが明記されております。
- (サ) 当社においては、監査役の職務の執行上必要と認められる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を計上しております。但し、緊急又は臨時で支出した費用については、事後、会社支払いを請求することとしております。
- (シ) 当社においては、常勤監査役は、上記の他、業務執行の状況を把握するため、「リスク管理委員会」並びに「安全環境委員会」、「品質・システム委員会」及び「コンプライアンス委員会」等の重要な会議に出席し、報告を受ける体制をとっております。また、監査役は必要に応じ、随時、取締役及び執行役員を含む使用人に対し、事業の報告を求めることができます。さらに、監査役は、当社グループの監査を適正に実施するために、経営監査室と逐次、情報交換を行う等、緊密に連携する体制及び会計監査人に対しても当社グループ各社の会計監査の内容について説明を求めることができる体制をとっております。
- (ス) 当社グループは「行動憲章」において「社会秩序を尊重し、秩序や安全を脅かす反社会的勢力・団体とは一切かかわりを持ってはならない。」と定めるとともに、当社グループ共通の規程として「反社会的勢力対応規程」を定め、社会の秩序や安全を脅かすような団体・個人がかかわりを持ちかけてきたり、金銭等の要求をしてきた場合には、会社として組織的な対応と外部の専門的機関との緊密な連携により、断固としてこれを排除します。

<責任限定契約>

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除きます。）及び監査役との間で、会社法第427条第1項の規定により、その職務を行うにつき善意で且つ重過失がないときは、賠償責任の限度額は法令の定める額とする責任限定契約を締結しております。

以上の体制が、企業を構成する様々な主体（ステークホルダー）間の利害を調整し、効率的な企業活動を実現するために最適なコーポレート・ガバナンスの形態と考えております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、2019年4月26日開催の当社取締役会において、当社の株券等の大規模買付行為に関する概ね下記の内容の対応方針（以下「本方針」といいます。）を導入することを決定し、本方針の導入については同年6月26日開催の当社第128期定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決頂いております。なお、本方針の有効期間は、2022年に開催予定の当社第131期定時株主総会の終結時までです。本方針の内容の詳細については、当社ホームページをご参照下さい。

[https://contents.xj-](https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS00371/8bc0c5f4/45b5/4944/84e2/023a024120ce/140120190426412204.pdf)

[storage.jp/xcontents/AS00371/8bc0c5f4/45b5/4944/84e2/023a024120ce/140120190426412204.pdf](https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS00371/8bc0c5f4/45b5/4944/84e2/023a024120ce/140120190426412204.pdf)

記

① 本方針の対象となる行為

本方針は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社の株券等の買付行為、結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社の株券等の買付行為、又は、結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意その他の行為（いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。このような買付行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。）を対象としております。

② 大規模買付ルールの設定

大規模買付者に従って頂く大規模買付ルールの概要は以下のとおりです。

ア. 大規模買付意向表明書の当社への事前提出

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社代表取締役社長に対して、本方針に定められた手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って大規模買付行為を行う旨の誓約等を記載した書面（以下「大規模買付意向表明書」といいます。）を提出して頂きます。

イ. 大規模買付情報の提供

当社は、大規模買付意向表明書を提出して頂いた日から10営業日（初日不算入）以内に、大規模買付者に対して、提供して頂くべき情報が記載された書面（以下「提供情報リスト」といいます。）を発送いたしますので、大規模買付者には、提供情報リストに従って十分な情報を当社代表取締役社長に提供して頂きます。

提供情報リストに従い大規模買付者から提供して頂いた情報では、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が外部専門家等の助言を得た上で当社取締役会から独立した組織である特別委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供して頂きます。

また、当社は、大規模買付者から提供された情報が、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要且つ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）として十分であり、大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会が特別委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で合理的に判断するときには、速やかに、大規模買付者に対して、その旨の通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）を行うとともに、その旨を開示いたします。

ウ．取締役会評価期間の設定等

当社は、情報提供完了通知を行った後、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、最長60日間又は90日間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

当社取締役会は、取締役会評価期間中に、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、速やかに株主の皆様に開示いたします。

なお、当社取締役会が取締役会評価期間内に当社取締役会としての意見をとりまとめることができないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、特別委員会に対して、その是非について諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、合理的に必要と認められる範囲内で取締役会評価期間を最長30日間延長することができるものとします（なお、当該延長は一度に限るものとします。）。

大規模買付者は、取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。

③ 大規模買付行為がなされた場合における対応方針

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、当社取締役会は、特別委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、必要且つ相当な対抗措置を発動することといたします。

これに対して、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。但し、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社取締役会は、特別委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、必要且つ相当な対抗措置を発動することがあります。

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、社外監査役を含む当社監査役全員（但し、事故その他やむを得ない事由により当該取締役会に出席することができない監査役を除きます。）の賛成を得た上で決議することといたします。

なお、①特別委員会が株主意思確認総会を招集することを勧告した場合、又は、②当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、対抗措置の発動に際して、その是非につき株主の皆様のご意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行って頂くことができるものとします。但し、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであることが明白である所定の場合に該当するものを除き、当社取締役会は、株主意思確認総会を招集することなく、対抗措置の発動の決議をすることができないものとします。株主意思確認総会を招集する場合には、当社取締役会は、特別委員会への諮問の手続を経ることなく、株主意思確認総会決議の内容に従って対抗措置の発動の決議をすることができます。

本方針における対抗措置としては、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てその他法令及び当社の定款上認められる手段を想定しております。そして、本新株予約権については、当社の株券等の大量保有者等は非適格者として行使することができない旨の差別的行使条件を定めることを予定しております。また、当社は、上記非適格者以外の株主の皆様が所有する本新株予約権を取得し、これと引替えに本新株予約権１個につき当社の普通株式１株を交付することができる旨の差別的取得条項を定めることを予定しております。

④ 本方針の廃止及び変更

本方針の有効期間の満了前であっても、(i)当社株主総会において本方針の廃止若しくは変更が決議された場合又は(ii)当社取締役会において本方針の廃止が決議された場合には、本方針はその時点で廃止又は変更されます。また、(iii)2020年以降毎年の当社定時株主総会の終結直後に開催される当社取締役会において、本方針の継続が決議されなかった場合には、本方針はその時点で廃止されます。

4. 上記２．の取組みについての当社取締役会の判断

当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるための取組みとして、上記２．の取組みを実施しております。これらの取組みの実施を通じて、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記１．の基本方針に資するものであると考えております。

したがって、上記２．の取組みは上記１．の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

5. 上記3. の取組みについての当社取締役会の判断

上記3. の取組みは、十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保の要請に応じない大規模買付者及び当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行い又は行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしています。したがって、上記3. の取組みは、これらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、上記1. の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。また、上記3. の取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供及びその内容の評価・検討等に必要の期間の確保を求めるために導入されるものです。さらに、上記3. の取組みにおいては、株主意思の重視（株主総会決議による導入、株主意思確認総会の招集及びサンセット条項）、合理的且つ客観的な対抗措置発動要件の設定、特別委員会の設置等の当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記3. の取組みの合理性・公正性を確保するための様々な制度及び手続が確保されているものであります。

したがって、上記3. の取組みは上記1. の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

以上

連結株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日
至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	13,092	7,613	50,341	△ 3,245	67,801
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△ 1,587		△ 1,587
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			3,788		3,788
自 己 株 式 の 取 得				△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	2,201	△ 0	2,201
当 期 末 残 高	13,092	7,613	52,542	△ 3,245	70,002

(単位：百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累計額合計		
当 期 首 残 高	3,341	971	815	5,127	149	73,077
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△ 1,587
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						3,788
自 己 株 式 の 取 得						△ 0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△ 1,537	△ 247	△ 59	△ 1,843	△ 6	△ 1,850
当 期 変 動 額 合 計	△ 1,537	△ 247	△ 59	△ 1,843	△ 6	351
当 期 末 残 高	1,803	725	756	3,283	143	73,428

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数

58社

主要な連結子会社の名称

イイノガストランスポート(株)、イイノマリンサービス(株)
IKK HOLDING LTD他2社については、新設により新たに連結の範囲に含めました。
GEMMA CO.,Ltd.については、会社を清算したことにより、連結子会社から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

IINO UK LTD.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数

5社

会社等の名称

JIPRO SHIPPING S.A.、ALLIED CHEMICAL CARRIERS LLC、
TAKARABUNE SHIP MANAGEMENT S.A.、MARTIN ISLAND SHIPPING S.A.、
NORTHERN LNG TRANSPORT CO., I LTD.

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

非連結子会社

IINO UK LTD.

関連会社

CENTRAL TANKER S.A.

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、且つ、全体としても重要性がないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、SERPENT'S MOUTH CARRIERS S.A. 他15社の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては同日現在の計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

当連結会計年度において、連結子会社であるCOASTARINA NAVIGATION S.A. 他3社は、決算日を3月31日から12月31日に変更しました。そのため、当該連結子会社の当連結会計年度における会計期間は9ヶ月となっております。

また連結子会社であるCOBALT BLUE SHIPPING S.A. は、決算日を12月31日から3月31日に変更しました。そのため、当該連結子会社の当連結会計年度における会計期間は15ヶ月となっております。

これらの変更により連結計算書類に与える影響は軽微であります。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

株式 移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定額法（一部の船舶については定率法）を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、次の資産の耐用年数は以下の通りとしております。

鉄骨造の事務所 50年

昇降機・給排水設備・冷凍機・発電機・高圧機器 20年

船舶 15年～20年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ 特別修繕引当金

船舶の定期検査費用の支出に備えるため、将来の修繕見積額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職一時金制度については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、また、当社の企業年金制度については、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 海運業収益及び海運業費用の計上基準

収益及び費用の計上基準は、航海の経過日数に基づいて収益及び費用を計上する航海日割基準を採用しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の処理

繰延ヘッジ処理によっております。また、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

③ 支払利息の会計処理

原則として発生時の費用としておりますが、長期かつ重要な事業用資産で一定の条件に該当するものに限って、建造期間中の支払利息を事業用資産の取得価額に算入しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

船	舶	75,921百万円
建	物	37,219百万円
土	地	30,040百万円
投 資 有 価 証 券		3,799百万円
計		146,979百万円

(2) 担保に係る債務

短 期 借 入 金	17,744百万円
長 期 借 入 金	79,514百万円
計	97,258百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 △ 97,739百万円

3. 保証債務

次の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

MARTIN ISLAND SHIPPING S.A.	502百万円
LNG EBISU SHIPPING CORPORATION	333百万円
JIPRO SHIPPING S.A.	151百万円
計	986百万円

(連結損益計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 111,075,980株

2. 当連結会計年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式 5,269,276株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株 式 の 種 類	配 当 金 の 総 額 (百 万 円)	1 株 当 た り 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2019年6月26日 定時株主総会	普通 株式	1,058	10.0	2019年3月31日	2019年6月27日
2019年10月31日 取締役会	普通 株式	529	5.0	2019年9月30日	2019年12月2日
計		1,587			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2020年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 741百万円
- ② 1株当たり配当額 7.0円
- ③ 基準日 2020年3月31日
- ④ 効力発生日 2020年6月26日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、当社グループの債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金の使途は運転資金（短期及び長期）及び設備投資資金（長期）であり、大部分の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額 (*1)	時 価 (*1)	差 額
(1) 現金及び預金	14,211	14,211	—
(2) 受取手形及び売掛金	7,006	7,006	—
(3) 投資有価証券			
其他有価証券	8,420	8,420	—
(4) 買掛金	(5,136)	(5,136)	—
(5) 短期借入金 (*2)	(14,934)	(14,934)	—
(6) 長期借入金 (*2)	(111,393)	(113,150)	1,757
(7) デリバティブ取引	1,100	1,100	—

(*1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(*2) 連結貸借対照表上、短期借入金に含まれている1年内返済予定長期借入金は長期借入金に含めて記載しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 買掛金及び(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金金利スワップの特例処理の対象とされており（下記(7)参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(7) デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格等によっております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(6)参照）。

- (注2) 非上場株式等（連結貸借対照表計上額7,342百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。また、受入敷金保証金（連結貸借対照表計上額8,201百万円）は市場価格がなく、かつ、入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため上記表中には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時 価
79,073	187,766

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	692円63銭
1株当たり当期純利益	35円80銭

(注) 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書並びに注記の記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
当 期 首 残 高	13,092	6,233	1,380	7,613	1,125
当 期 変 動 額					
固定資産圧縮積立金の取崩					
剰 余 金 の 配 当					
当 期 純 利 益					
自 己 株 式 の 取 得					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—
当 期 末 残 高	13,092	6,233	1,380	7,613	1,125

(単位：百万円)

	株 主 資 本				自 己 株 式	株主資本合計
	利 益 剰 余 金					
	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金合計		
	圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	79	11,000	27,000	39,204	△ 3,245	56,664
当 期 変 動 額						
固定資産圧縮積立金の取崩	△ 10		10	—		—
剰 余 金 の 配 当			△ 1,587	△ 1,587		△ 1,587
当 期 純 利 益			2,940	2,940		2,940
自 己 株 式 の 取 得					△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						—
当 期 変 動 額 合 計	△ 10	—	1,363	1,353	△ 0	1,353
当 期 末 残 高	69	11,000	28,363	40,557	△ 3,245	58,017

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	3,292	727	4,020	60,684
当 期 変 動 額				
固定資産圧縮積立金の取崩				—
剰 余 金 の 配 当				△ 1,587
当 期 純 利 益				2,940
自 己 株 式 の 取 得				△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 1,520	△ 435	△ 1,955	△ 1,955
当 期 変 動 額 合 計	△ 1,520	△ 435	△ 1,955	△ 602
当 期 末 残 高	1,772	293	2,065	60,082

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

株式 移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

貯 蔵 品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有 形 固 定 資 産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、次の資産の耐用年数は以下の通りとしております。

鉄骨造の建物（事務所） 50年

昇降機・給排水設備・冷凍機・発電機・高圧機器 20年

船舶 15年～20年

(2) 無 形 固 定 資 産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リ ー ス 資 産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準
- (1) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。
- (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職一時金制度については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、また、当社の企業年金制度については、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (3) 特別修繕引当金 船舶の定期検査費用の支出に備えるため、将来の修繕見積額に基づき計上しております。
4. 海運業収益及び海運業費用の計上基準 収益及び費用の計上基準は、航海の経過日数に基づいて収益及び費用を計上する航海日割基準を採用しております。
5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- (1) ヘッジ会計の処理 繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。
- (2) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- (3) 支払利息の会計処理 原則として発生時の費用としておりますが、長期かつ重要な事業用資産で一定の条件に該当するものに限って、建造期間中の支払利息を事業用資産の取得価額に算入しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

船	舶	19,782百万円
建	物	37,107百万円
土	地	22,132百万円
投資有価証券		2,507百万円
関係会社株式		2,092百万円
リース債権		356百万円
計		83,976百万円

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	5,536百万円
長期借入金	41,207百万円
計	46,743百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 33,327百万円

3. 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

METHANE NAVIGATION S. A.	5,687百万円
LPG DAWN PANAMA S. A.	4,914百万円
SPICA SHIPHOLDING CO., LTD.	3,888百万円
PERSEUS TANKERS S. A.	3,728百万円
LPG SUNSHINE PANAMA S. A.	3,415百万円
LPG NADESHIKO PANAMA S. A.	3,274百万円
CASSIOPEIA TANKERS S. A.	3,192百万円
イイノガストランスポート株式会社	3,136百万円
HOPEFUL VOYAGE NAVIGATION S. A.	2,689百万円
KP LINES S. A.	2,639百万円
LPG LOTUS PANAMA S. A.	2,450百万円
SERENE SEA NAVIGATION S. A.	2,065百万円
COBALT BLUE SHIPPING S. A.	1,689百万円
DRAGON'S MOUTH CARRIERS S. A.	1,674百万円
その他(8件)	4,960百万円
計	49,399百万円

4. 関係会社との取引高

金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	13,574百万円
長期金銭債権	4,229百万円
短期金銭債務	3,184百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営 業 収 益 3,267百万円

営 業 費 用 30,283百万円

営業取引以外の取引高 1,048百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普 通 株 式 5,269,276株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金負債の発生の主な原因は、圧縮記帳積立金及びその他有価証券評価差額金であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	METHANE NAVIGATION S. A.	所有 直接82%	定期用船 役員の兼任	設備資金に係る 債務保証	5,687	—	—
子会社	LPG DAWN PANAMA S. A.	所有 直接100%	定期用船 役員の兼任	設備資金に係る 債務保証	4,914	—	—
子会社	SPICA SHIPHOLDING CO., LTD.	所有 直接100%	定期用船 役員の兼任	設備資金に係る 債務保証	3,888	—	—
子会社	PERSEUS TANKERS S. A.	所有 直接100%	定期用船 役員の兼任	設備資金に係る 債務保証	3,728	—	—
子会社	LPG SUNSHINE PANAMA S. A.	所有 直接100%	定期用船 役員の兼任	設備資金に係る 債務保証	3,415	—	—
子会社	LPG NADESHIKO PANAMA S. A.	所有 直接100%	定期用船 役員の兼任	設備資金に係る 債務保証	3,274	—	—
子会社	CASSIOPEIA TANKERS S. A.	所有 直接100%	定期用船 役員の兼任	設備資金に係る 債務保証	3,192	—	—
子会社	イイノガストラン スポート株式会社	所有 直接100%	役員の兼任	設備資金に係る 債務保証	3,136	—	—
子会社	HOPEFUL VOYAGE NAVIGATION S. A.	所有 直接100%	定期用船 役員の兼任	設備資金に係る 債務保証	2,689	—	—
子会社	KP LINES S. A.	所有 直接100%	定期用船 役員の兼任	設備資金に係る 債務保証	2,639	—	—
子会社	LPG LOTUS PANAMA S. A.	所有 直接100%	定期用船 役員の兼任	設備資金に係る 債務保証	2,450	—	—
子会社	SERENE SEA NAVIGATION S. A.	所有 直接100%	定期用船 役員の兼任	設備資金に係る 債務保証	2,065	—	—
子会社	COBALT BLUE SHIPPING S. A.	所有 直接100%	定期用船 役員の兼任	設備資金に係る 債務保証	1,689	—	—
子会社	DRAGON'S MOUTH CARRIERS S. A.	所有 直接40%	定期用船 役員の兼任	設備資金に係る 債務保証	1,674	—	—
子会社	NEW STAR TANKERS S. A.	所有 直接100%	定期用船 役員の兼任	設備資金の貸付 利息の受取	1,791 8	短期貸付金 その他流動資産 (未収利息)	1,791 0
子会社	MORNING GLORY TRANSPORT S. A.	所有 直接100%	定期用船 役員の兼任	設備資金の貸付 利息の受取	1,913 1	短期貸付金 その他流動資産 (未収利息)	1,913 0
子会社	GREEN ISLAND SEA SHIPPING S. A.	所有 直接100%	定期用船 役員の兼任	設備資金の回収 利息の受取	1,637 8	短期貸付金 長期貸付金 その他流動資産 (未収利息)	23 120 0
子会社	IINO SHIPPING ASIA PTE. LTD.	所有 直接100%	役員の兼任	債権放棄	111	関係会社債権放棄損	111

(注1) 関連当事者との関係には、建造中船舶に係る当社定期用船予定の取引を含みます。

(注2) 貸付及びその回収については純増減額で表示しております。

(注3) 設備資金に係る債務保証、船舶建造資金の貸付に係る取引条件は、市場における一般の取引条件を勘案して決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 567円85銭

1株当たり当期純利益 27円79銭

(注) 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びに注記の記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。